

令和8年度自主活動支援助成基準

一般財団法人京都市町村職員厚生会自主活動支援要項に基づく令和8年度自主活動支援の助成基準は、次のとおりとする。

- 1 団体基準 構成員（会員）数

30人以内	1団体	30,000円
31～50人	1団体	50,000円
51～70人	1団体	70,000円
71人以上	1団体	100,000円

※構成員の数は、団体から提出された令和7年4月現在の
名簿を基に算出する。

- 2 構成員基準 構成員（会員）のうち団体の活動に参加した者1人につき
2,000円

※事業終了後、団体から提出された参加者名簿を基に算出する。
※100人（助成額200,000円）を上限とする。

- 3 助成額 助成は、基準の範囲内で実績に応じて行う。